

令和2年3月24日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
(施設の休館等) について

標記について、令和2年3月20日付け企政第1596号「新型コロナウイルス感染症への対応（府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館等）について」で示された「府の考え方」の趣旨等を踏まえ、市として下記のとおり決定・変更しました。

記

- 1 市主催（共催含む）のイベントの延期・中止について
 - (1) 変更前：令和2年3月31日まで
 - (2) 変更後：令和2年4月1日から当分の間

- 2 公共施設の休館等について（別添資料のとおり）
 - (1) 変更前：令和2年3月31日まで
 - (2) 変更後：令和2年4月1日から当分の間

なお、公共施設については、以下の「再開に必要な条件」に対応可能な施設については、一部再開するとともに、市主催等のイベントについても、同様の対応とします

ただし、今後の国、大阪府の方針等や市内の感染者の確認状況等によって変更する場合があります。

- 再開に必要な条件（第8回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料より抜粋）
クラスターの発生のリスクを下げるための以下の原則をクリアすること
- (1) 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか。
 - (2) 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か。
 - (3) イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか。